

飯田市集会施設整備事業補助金交付要綱の一部改正について

市民協働環境部ムトスまちづくり推進課

1 補助制度の概要

集会施設整備の補助事業は、各地区、区、平、組合等が集会施設を新築、改修、修繕を含む増改築、購入等行う場合等において、基本的に事業費の 40%を補助する市の単独事業です。

2 今回の改正内容

- ・ これまでは、増改築等の工事費が 200 万円以上の場合に補助対象となっていました。
- ・ 今回の改正は、増改築等の工事費にバリアフリー化工事が含まれている場合は、100 万円以上を補助対象とすることを加えるものです。

※対象となるバリアフリー化工事の要件

- ① 段差解消（スロープ設置含む。）
- ② トイレの洋式化、洗面台の設置又は車いすスペースの確保のための改修
- ③ 廊下、階段、トイレ等の手すりの設置
- ④ ドアの改修（自動ドア含む。）
- ⑤ 案内表示の設置又は改修
- ⑥ 畳のフローリング化
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、バリアフリー化のために市長が必要と認めたもの

- ・ 改正後の補助金交付要綱の全体像
別紙「集会施設整備事業補助金交付要綱改正一覧表」のとおり

3 募集及び事業実施等のスケジュール

- ・ 2019 年 4 月 1 日 （改正後）集会施設整備事業補助要綱施行、翌年度事業の募集開始
- ・ 2019 年 8 月 31 日 翌年度事業募集の締切 →取りまとめて翌年度予算要求
- ・ 2020 年 4 月～ （改正後）集会施設整備事業補助要綱による事業実施

4 改正に対する基本的な考え方

- (1) 「いいだ未来デザイン 2028」の基本目標 8 及び基本目標 9 に関連し、その拠点となる地域の集会施設の存在は非常に大きく、小規模な自治活動組織であってもコミュニティを保持していけるよう小規模集会施設の長寿命化改修要望に対応することは重要と考えます。小規模自治活動組織における 1 世帯あたりの負担を考慮して、増改築等工事における補助対象事業費の下限を引き下げます。
- (2) 集会施設は、高齢者や障がい者等にとっても利用しやすい施設であることが大切です。また、災害時の避難場所としても活用されるため、バリアフリー化に対する支援も必要です。

※参考（昨年度実施した集会施設のバリアフリー等のアンケート調査の結果）

- ・調査対象施設 463 件中、回答施設数 382 件（回収率 82.5%）
- ・今後バリアフリー化の整備を希望する施設 209 件（回答した施設の約 55%）
- ・今後 10 年以内に整備したいと考えている施設 91 件（回答した施設の約 25%）
- ・その他として、バリアフリー化等小規模改修工事への助成、改修に係る事業費の下限の引き下げという要望がそれぞれ数件ずつありました。